

令和 7 年第 1 回五城目町議会定例会議事日程 [第 4 号]

令和 7 年 3 月 18 日 (火) 午前 10 時 00 分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 総務産業常任委員長報告

日程第 2 教育民生常任委員長報告

日程第 3 委員会提出議案第 3 号 五城目町議会の個人情報の保護に関する条例  
の一部を改正する条例制定について

日程第 4 議案第 33 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めるについて  
て

日程第 5 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

3 閉会



## 令和7年五城目町議会3月定例会会議録

令和7年3月18日午前10時00分五城目町議会3月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 石井 和歌子	2番 小玉 正範
3番 伊藤 信子	4番 石川 交三
5番 中村 司	6番 佐沢 由佳子
7番 石川 重光	8番 松浦 真
9番 工藤 政彦	10番 椎名 志保
11番 斎藤 晋	12番 石井 光雅
13番 佐々木 仁茂	14番 館岡 隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	荒川 滋	副町長	澤田石清樹
教育長	畠澤政信	まちづくり課長	柴田浩之
税務課長	鳥井 隆	会計管理者	石井政幸
議会事務局長	千田絢子	農林振興課長	大石芳勝
商工振興課長	小玉洋史	建設課長	猿田弘巳
学校教育課長	工藤晴樹	生涯学習課長	越高博美
住民生活課長	石井一	健康福祉課長	館岡裕美
消防長	佐々木貴仁	総務課課長補佐	小玉重巖

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） おはようございます。

令和7年3月定例会において総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案17件、陳情3件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室において3月13日午前10時5分から会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は、7名の全員であります。参与には、東海林総務課長、柴田まちづくり課長、鳥井税務課長、石井会計管理者、千田議会事務局長、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長はじめ関係職員。書記には、建設課 畠山主任、まちづくり課 藤田主任、農林振興課 石川主事を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第4号、損害賠償の額を求めるについてであります。

本案は、令和7年1月3日、五城目町高崎字中泉田地内の町道岩野高崎線において、道路舗装の整備不良により走行中の普通自動車の左前輪が損傷したことについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求められたものであります。

委員からは、過失割合についてはどのように決定されるのかとの質疑があり、当局からは、自治体側に町道管理に瑕疵があったものとして、全国町村会総合賠償補償保険の適用を受けようとするもので、その保険会社への事故報告から過失割合の通知を受けたもので、示談により賠償額が決定されるものであるとの答弁がありました。

また、当局からは、今年度このような事例が発生してから頻繁に道路パトロールをしているが、路盤の凍結融解による破損が例年より多く至る所で発生しており、大きな破損については工事対応をするものだが、町作業員の一時的な補修で対応しているとの答

弁がありました。

そのほかに特に意見もなく、議案第4号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第5号、損害賠償の額を求めるについてであります。

本案は、令和7年1月5日、五城目町高崎字中泉田地内の町道岩野高崎線において、道路舗装の整備不良により走行中の軽自動車の左後輪が損傷したことについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求められたものであります。

特に委員からは意見もなく、議案第5号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第6号、損害賠償の額を定めることについてであります。

本案は、令和7年1月26日、高崎字雀館下川原地内、県道秋田八郎潟線において、街路樹の枯枝が落下したことにより走行中の普通自動車のボンネット前側中央部が損傷したことについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求められたものです。

委員からは、今後も街路樹の枯枝落下による事故があると思う。枝の剪定はもちろん必要であり、根上がりによる事故、ましてや人身事故などの危険を招く恐れがあると思う。このようなことからケヤキは街路樹には相応しくなく伐採すべきと考えるがとの意見があり、当局からは、町では街路樹管理計画を今後策定していくので、その街路樹管理計画策定委員会にもこのような意見があったということを報告し、計画策定に努めたいとの回答がありました。

そのほかには特に意見もなく、議案第6号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第7号、工事請負変更契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去、新設工事）についてであります。

本案は、令和6年9月13日に議会の議決を得た、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去、新設工事）において、昨今の能登半島地震や県内各地の災害復旧工事が多数ある影響から、仮設資材の搬入や施工関連業者の現地入りなど予定していた工程に遅れが生じたことから、工期延長の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めら

れたものであります。

委員からは、工事内容を問う質疑があり、当局からは、現在、橋台の配筋・型枠作業に取り組んでおり、それを組み上げた後に複数回に分けて強度を保ちながらコンクリートの打設工事をしていく予定であるとの答弁がありました。

そのほかには特に意見もなく、議案第7号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第8号、工事請負変更契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（上部工）についてであります。

本案は、令和7年1月27日に議会の議決を得た、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（上部工）において、橋桁製作期間及び橋桁架設後に施工される仮設堤防や仮道の撤去に時間を要すことから工期延長の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

委員からは、今回の工期延長の変更契約に伴い工事額の変更はあり得るのかとの質疑に対し、当局からは、工事は完成に至っていないので最終的な精算が取れないため、請負額の変更はあり得るとの答弁でした。

ほかには特に意見もなく、議案第8号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第9号、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてであります。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するもので、議会の議決を求められたものであります。

改正内容については、条例第1条、第2条とも、それぞれ法律の改正規定に基づき「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

委員からは特に意見もなく、議案第9号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第10号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてであります。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部が令和7年4月1日から施行されることに伴い、仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置を講ずるため、関係条例の整備に関する条例を制定するもので、議会の議決を求められたものであります。

委員からは、災害時等の午後10時から翌日午前5時の深夜勤務の配備体制についての質疑があり、当局からは、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務についてはこの限りでなく、対応にあたっていただくことになるとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第10号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第11号、五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、昨今の物価高騰やインバウンド需要の増加による宿泊料等の値上がりなどに対応するため、五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例などの基準となる宿泊料・車賃の金額の改正などについて、関係する5つの条例の一部を改正するもので、議会の議決を求められたものであります。

委員からは特に意見もなく、議案第11号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第12号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、令和6年度の人事院勧告に伴う制度の改正及び秋田県に準じた給料表の改正を令和7年4月1日から実施するため、また、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するもので、議会の議決を求められたものであります。

委員からは特に意見もなく、議案第12号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第17号、町道の路線認定についてであります。

本案は、県道秋田八郎潟線町村地内の旧県道部分の移管及び小野台墓地線の道路改良工事の完成に伴い、新たに2路線を町道として認定するため、道路法第8条第2項の規

定により、議会の議決を求められたものであります。

委員からは、小野台墓地線は付近に住宅があるわけでもなく単に墓地に行くための道路のようだが、町道認定になる理由は何なのかとの質疑があり、当局からは、町道路線の認定基準の中に墓地に通じる道路との規定があることと、合わせて町内会からも要望があり、道路敷地にかかる個人の土地は寄附をいただき、認定基準にある将来道路幅員が5メートルを確保できることを隣接する地権者から同意を得て、令和3年度から事業着手をしているとの答弁でした。

ほかには特に意見もなく、議案第17号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第18号、専決処分（第1号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

本案は、令和6年度五城目町一般会計の道路除雪事業において除雪委託料が不足することから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年2月26日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであり、報告し承認を求められたものであります。

委員からは、出動日数等の状況についての質疑があり、当局からは、12月の除雪日数は17日で、排雪回数が10回。1月の除雪日数は17日で、排雪回数は20回。2月は出動日数が21日で、排雪回数が22回。3月は出動日数は0で、排雪回数が4回であったとの回答でした。

また、交差点付近に寄せられた雪が高くなつて見通しが悪く危険な状態であることから、特に通学路などの交差点付近の除雪作業には十分に配慮を願いたいとの要望もありました。

ほかには特に意見もなく、議案第18号は、全会一致で承認すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第9号）の関係部分についてであります。

委員からは、町の基本方針として街灯の新設はなるべくしない、まとまった住宅地が造成されたら新設するということで、基本は空き家が増えた場所の街灯の移設で対応するという説明を受けていたが、今後もその考えでいいのか、町の防犯は保たれているかとの質疑があり、当局からは、老朽化に伴う破損があった場合は修繕に際してLED化に更新しており、現時点ではLED化率は半分以上になっている。防犯上の観点から言う

と、人口が多かった時代からの街灯もそのまま残っているので、まるっきり新しい団地が造成されない限り極端な人の動線が変わることはないとは思うが、町内会からの新設要望に対しては、状況を確認しながら必要に応じて移設で対応しているとの答弁がありました。

有害鳥獣駆除事業補助金の説明に狩猟免許取得4名分の増額補正とあったが、現状獣友会への補助は十分かとの質疑があり、当局からは、補助については狩猟免許取得への補助金支援や協議会への出務報酬、わなの購入補助をしているもので、現状活動に制限がかからないように補助ができるとの答弁でした。

それから多面的機能支払交付金事業の減額理由についてと、現年災害復旧事業（繰越）の調査設計等委託料の内容を問う質疑があり、当局からは、減額理由については、国・県からの割り当てが満額とならず、予算額よりも事業費が減ったということで減額としており、各団体へは均等割した金額の交付となる。また、調査設計等委託料については、雨が降った際の森山からの流水量の調査及び森山下にある4か所のため池の貯水量の調査を行い、その結果をもとに今後の対策を検討するために行うものであるとの答弁がありました。

夢ある畜産経営ステップアップ支援事業について、事業内容はどういったものかとの質疑があり、当局からは、繁殖牛である親牛を導入したものに対する補助金であり、今年度に関しては当初3頭導入予定だった申請者が、親牛を譲り受けたため、申請を取り下げたことによる減額補正であるとの答弁がありました。

それから住宅リフォーム補助金の減額について、以前は災害の関係で利用者が多かつたが、今回は災害がなく利用者が少なくなったためかとの質疑があり、当局からは、災害復旧に伴うリフォームを申請できない人がいることを見込んで予算を多めに取っていたところ、需要が落ち着いてきたため減額となったとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第19号の関係部分については、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第24号、令和6年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）についてあります。

委員からは特に意見もなく、議案第24号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第25号、令和6年度五城目町下水道事業会計補正予算（第4号）につい

てであります。

委員からは特に意見もなく、議案第25号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第26号、令和7年度五城目町一般会計予算の関係部分についてであります。

委員からは、海外渡航に対し支援金を出す「五城目から世界一周」の事業内容についての質疑があり、当局からは、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業としてハバタク株式会社への委託料の中から支援金として出しており、行き先は中国や韓国、北欧など、1人上限10万円として町内在住の30歳以下の方を対象として、まちづくり課で募集し、3月20日に渡航した4人の報告会を開催し、事業者から実績報告書を提出していただき、今回も含めて5年実施したいと考えているとの答弁がありました。

それから集落支援員事業の内容についての質疑があり、当局からは、集落支援員の活動拠点は秋田銀行の隣にある「おおみや」で「コミュニティーナース事業」を展開していただきたいと、全町で実施していきたいと考えているので、少しずつ支援員を増やしていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、集落支援員の方が活動に要する車輌で私的な利用をしているのではないかという懸念が持たれているが、担当課として把握しているのかとの質疑があり、当局からは、活動で使う部分と私用で使う部分を証明する書類等を残しておくよう伝えているとの答弁がありました。

また、委員からは、ふるさと納税について、令和6年度の実績額としてなかなか伸びなかつた原因は米を扱う業者の在庫切れという説明があったが、その他の返礼品の発掘や個人での出品なども検討し情報発信していただければとの意見があり、当局からは、お米を出していた1事業者が、令和5年の大雨災害で作付けができなくなったことが今年度の寄附額が減少した大きな原因で、他の市町村では個人でも出荷できるような方針を立てているところもあるが、個人で発送や梱包、在庫管理などを行うのはかなり難しいと思われる所以、大きな事業者はもちろん個人の方にもご協力いただけるよう、丁寧な説明やご案内を心がけたいとの答弁がありました。

また、委員からは、湖東厚生病院の令和6年度の経営状況についての質疑があり、当局からは、病床数は最大で96床まで使用されているが、経営状況はあまり芳しくなく赤字経営が続いているとの答弁がありました。

未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金はどのような事業かとの質疑があり、当局からは、令和6年度にプラン策定の2団体へ令和7年度の活動における補助金として、事業費上限500万円を県2分の1、町が12分の1で補助するものであり、事業内容については、農林漁業等の地域資源を活用した雇用の創出につながる活動を対象としており、地域の活性化が目的の事業となるもので、また、2団体のうち、「たてごし未来づくり協議会」が館越地域で栽培した小麦を使用した、うどん作りと地域の方と飲食店の経営、「未来の里山協議会」が町外の方に宿泊施設へ宿泊してもらい、農作業体験等を行うという計画を立てているとの答弁がありました。

森林環境譲与税事業に秋田県森林情報デジタル化推進事業負担金の事業内容を問う質疑があり、当局からは、県営事業に対する負担金であり、セスナ機を飛ばして山の上からレーザー照射を行うという事業で、これにより木の成長具合や地表について把握することができ、植林場所や林道建設場所の選定に活用することができるものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、公有林整備事業の作業委託料についての内容を問う質疑があり、当局からは、小川口沢町有林6haの間伐、予算額463万2,000円、残りが川堤町有林4.95haの下刈り、予算額150万9,000円の作業委託料であるとの答弁がありました。

また、川堤町有林に関しては千代田区との活動場所でもあると思うので、エリートツリーを植えたほうがよいと思うがどうかとの質疑に対し、当局からは、川堤町有林は、植林した令和4年度はまだエリートツリーの普及が進んでいなかったため、通常の植林苗を使用したが、今後町有林で植林する機会があれば、国の指導を仰いで対応していくと考えているとの答弁がありました。

次に、街路維持補修事業の根上がり対策についてはどういった対策なのかとの質疑があり、当局からは、根が張って盛り上がったところを掘削し、土を通気性のいいものに入れ替え、切らなければならない部分は切って、上に向いている根を下に向けるもので、この作業については、倒壊等しないよう樹木の業者さん立会いのもとで進めていきたいと考えており、現状根上がりが生じている部分があるので、通学路等を中心に対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

盆城庵の施設管理運営委託料について、500万円で茅を葺くとの説明があったが、令和6年度の宿泊利用者数とそれに対する委託内容の妥当性についてを問う質疑があり、

当局からは、宿泊の利用状況について、4月から8月までが93名、9月以降はスズメバチが巣を作ったため休業している。屋根に関しては平成28年度に表面を葺き替えたが、損傷が激しいため、令和7年度に全面を葺き替えるための予算として計上している。ネコバリ岩へのアクセスも可能となるため、集客の増加も見込めると思うとの答弁がありました。

それから恋地スキー場の設計監理等委託料について、スキー場の取り壊しに関する費用かとの質疑があり、当局からは、スキー場に関しては条例があったため休業としていたが、国の交付金の縛りがなくなったことから、残っていたリフト等の施設を撤去するための委託料であるとの答弁がありました。

赤倉山荘の検討会は何回開催するのか、また、利用者の状況はとの質疑があり、当局からは、現在の指定管理期間が令和8年度に終了する。現在、運営に年間1,500万円かかっており、建物の耐用年数も過ぎているため、令和7年度末までに存廃について明確にしたいと考えている。検討会については、近隣の町内会長や建築士、現指定管理者、金融機関等を構成員とした委員8名で4回開催する計画である。利用状況については若干減少しているとの答弁がありました。

また、委員からは、検討会で存続となった場合、町で対応する意欲はあるのかとの質疑があり、当局からは、検討会の結果が存続の場合は将来的な建て替えを計画するが、しばらくは修繕で対応する。廃止の場合は、早ければ令和8年度に廃止となる可能性もあるとの答弁ありました。

朝市推進費について、朝市活性化支援員の具体的な仕事内容と朝市出店支援事業費補助金の内容を問う質疑があり、当局からは、朝市活性化支援員の活動内容について、勤務時間を1日4時間程度とし、主に朝市出店者の年齢等基礎情報の整理、意見や課題の聞き取り及び課題解決への取り組み、出店の声掛け、情報発信に取り組んでもらう。人材としては、町内在住で熱意のある地域に詳しい方を考えているとの答弁がありました。

また、朝市出店支援事業費補助金については、出店に必要なテント等の物品購入に係る費用に対する補助金であり、補助率2分の1、上限5万円として10件分を予算計上しているとの答弁ありました。

新規就農総合支援事業の新規雇用奨励金及び秋田アグリフロンティア育成事業費補助金の内容を問う質疑があり、当局からは、秋田アグリフロンティア育成事業費補助金に関しては、富津内富田に在住の新規就農希望者1名の研修に係る奨励金であり、新規雇

用奨励金については、町内における農林業関係の事業所が正規雇用した際に 1 名につき 50 万円の奨励金を交付するもの。過去には佐藤林業、農事組合法人山ゆりへ交付した実績があるとの答弁がありました。

次に、基盤整備計画の状況を問う質疑があり、当局からは、「高崎・館越地区」については、3月上旬に県主催の営農構想発表会で水稻、枝豆、ネギの構想を発表している。今後、営農構想が変更となる可能性もあるので、JAと協議しながら品目を定めていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、基盤整備の条件に半分を稲作以外の高収益作物を作付けすることもあると思うが、米不足の今、その条件を緩和するという情報はあるかとの質疑があり、当局からは、儲かる農業をしてもらうための基盤整備事業なので、現在の所得収入から 20 % 増加が見込める内容とすることが事業要件となっているので、販売戦略によって水稻のみでも 20 % 増加を見込める計画であれば、国、県へ相談の上、進めていくことは可能だと思うので、一概に半分、高収益作物を作付けしなければならないということはありませんとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第 26 号の関係部分については、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第 31 号、令和 7 年度五城目町水道事業会計予算についてであります。

委員からは、これまで 7 年連続の純損益が生じていて、来年度もとなると 8 年連続になるが、水道料金の改定について推定される料金が 6 割増も想定されるという話があった、もっと早期に手を打つという考えはなかったのか。一気に 6 割上げるということはどうなのかとの質疑があり、当局からは、事業者としての反省すべき点はあると思うが、人命に関わる企業会計を止めるわけにはいかないので、町民の皆様には負担をお願いしなければならないと考えている。しかしながら、丁寧な説明をもってご理解をいただけるよう対応していきたいと考える。あくまで 6 割というのも財政シミュレーションによるもので、まだ詰められる部分があれば、できる限り上げ幅を抑えられるように努力したいと思う。それでも令和 8 年度に改定したとしても令和 15 年度に再び赤字に転じるシミュレーションもあるので、十分に見極めながら適切な時期に料金改定をお願いしなければならない。できる限り節減しながら事業運営にあたっていきたいとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第 31 号は、全会一致で可決すべきものと決しており

ます。

次に、議案第32号、令和7年度五城目町下水道事業会計予算についてであります。

委員からは、資本的支出、雨水管渠建設改良費だが、以前、フランプゲート2基と聞いていたが、これは磯ノ目と中川原のことか。ほかにもできるのかとの質疑があり、当局からは、下水道事業で管理しているのは磯ノ目と中川原の2か所で、それ以外となると県管理のものや農林振興課で管理協定を結んでいるものであるとの答弁がありました。

以前に浄水場を中学校の駐車場あたりまで高く上げたらどうかという意見があつたが、それは無理なのかとの質疑があり、当局からは、先ほど料金改定の話があつたと思うが、1. 6倍という数字は浄水場の改築を見込んでいない数字であり、丸ごと移設となれば36億円ほどの試算が出ているところですので、そういうところもどうしていくかの検討が必要な部分であるとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第32号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

ここからは陳情でございます。

当委員会に付託された陳情は3件であります。

陳情受理番号第2号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてであります。

陳情の趣旨は、物価高騰は国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、賃金の引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要がある。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要であることを強く求められたものであります。

委員からは反対意見もなく、願意を了承し、陳情受理番号第2号は、全会一致で採択すべきものと決しております。

続きまして、陳情受理番号第3号、デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書についてであります。

陳情の趣旨は、現行の福祉制度・経済政策では困窮者を救うことは難しく、経済的にも成長を見込むことは困難であることが予想されるため、解決する施策として、苦米地

英人氏考案のデジタル・ベーシックインカムの早急な導入を進めることを強く求められたものであります。

委員からは、個人考案のベーシックインカムの導入を助長するものであることから、全会一致で不採択と決しております。

次に、陳情受理番号第14号、（継続審査）地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。

陳情の趣旨は、国は辺野古の基地建設工事の見直しを図り、沖縄県との対等な関係における対話によって「辺野古唯一」ではない解決策を模索すること、また、在沖米軍基地の沖縄県以外への移転・縮小への意向を政府に対して強く求められたものであります。

この陳情につきましては、以前に今後さらに審議を深める必要があると判断し、継続審査と決しておりましたが、このたびの審査では賛成少数で不採択すべきものと決しております。

以上、本定例会において総務産業常任委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。2番小玉議員

○2番（小玉正範君） 子どもや若者の海外旅行旅費を支援する事業について話題に上っていたかと思いますけど、令和6年、それから令和7年の運営資金の金額とその内訳、現在の運営状況など話題に上っていたようでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 9番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） 予算40万円で上限10万円の4名で案分するという回答がありました。

以上です。

○議長（石川交三君） 2番小玉議員

○2番（小玉正範君） それは私も説明会に参加させていただきましたので分かってはいるんですが、委託された株式会社さんがあると思いますので、そちらのほうの運営資金というものもあるかと思います。そちらのほうは出ているんでしょうか。

○議長（石川交三君） 工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） そこまでの話し合いはありませんでした。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第19号関係部分、議案第26号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第17号、議案第24号、議案第25号、議案第31号、議案第32号は原案可決と決します。議案第18号は原案承認と決します。陳情第2号は採択と決します。

次に、陳情受理番号第3号、デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書については、委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決をいたします。この採決は起立によって行います。陳情第3号に対する委員長の報告は不採択です。陳情第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石川交三君） 起立ありません。したがって、陳情第3号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第14号、地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情については、委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決をいたします。この採決は起立によって行います。陳情第14号に対する委員長の報告は不採択です。陳情第14号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石川交三君） 起立少数です。したがって、陳情第14号は不採択と決定しました。

次に、委員会提出議案第1号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第1号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。9番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） 委員会提出議案第1号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、循環型地域経済を確立することによって、誰もが安心して暮らせる社会をつくるために最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望するものであります。

意見書（案）と提出先は資料に添付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第1号は可決と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 令和7年3月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む14件、陳情1件であります。

これらの審査のため、3月13日午前10時より教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は、7名全員であります。参与には、畠澤教育長、工藤学校教育課長、越高手生涯学習課長、石井一住民生活課長、館岡健康福祉課長、佐々木消防長はじめ関係職員。書記には、学校教育課 八柳主任、住民生活課 畠山主査、健康福祉課 伊藤主任、消防本部 渡邊係長をそれぞれ指名し、会議に入っております。

はじめに、議案第13号、五城目町寿条例の一部を改正する条例制定についてであります。

委員からは、90歳のお祝い金2万円を商品券で1万円にする。その改正は、対象人數が多くなって財政的に祝い金を下げることが目的なのか。それとも町長が自宅などに訪問し、対象の人数が多くなって写真を撮ることが難しくなったのか。理由はどちらかと質疑があり、当局からは、条例制定は46年前、昭和53年の状況と比べて高齢化社

会に移行しており、対象年齢となる人数も上昇している。90歳になる人数は今年度76名、来年度は101名を予定、今後5年間で90歳の対象者は延べ526名になる。100歳の方も現在1桁であるが、向こう5年間では2桁になっていく。事務事業点検シートの評価の中で全体的に改善をすべきと考えたと答弁がありました。

ほかの委員からは、秋田県仙北市での同様の否決事例を参考にしたのか、また、対象となる町民には直接ヒアリングは行ったのかと質疑があり、当局からは、高齢者の人数が増えているため財政が逼迫する。見直しが必要ではないかという議論が庁舎内であった。また、個別訪問の日程調整も大変であり、現金を直接持参するために現金管理も課題になっていた。何年も話し合ってきた中で、そろそろ見直しを提案してもよいのではないかという議論になった。対象となる方からは直接ヒアリングを行ってはいないと答弁がありました。

その後も委員から、本条例変更の質疑の中で当局の高齢者への施策を問う質疑が続き、町長・副町長を呼び、条例変更の意図と高齢者に対する敬意や思いやりを当町としてどのように考えているのか直接聞くべきだとして暫時休憩を行いました。

休憩後に会議を再開し、町長・副町長を呼んで質疑を再開しました。

委員からは、新町長就任後の施策変更について町民に説明ができない。給付廃止が高齢者やその家族に与える影響をどのように考えているのか。希望者に対する敬意を表す写真撮影は継続するのか。寿条例の有り無しに矮小化しないで、町の財政や未来についてどのようにしていくべきか町の姿勢を問いたいと質疑があり、町長から、先日、朝市通りで今年4月に90歳になるおばあちゃんに声をかけてもらった。私たちのことを忘れないでねと言われた。複雑な思いでその人と接してお話をした。仙北市では一昨年このことを否決した。仙北市の公約の中では、日本で一番幸福なまちになるという中で否決がされました。当町が幸福度をうたったのと同じ状況であります。厳しい財政の中で事務事業の取捨選択を求められている。もちろん高齢者の方の喜びを奪うことを望んではいない。高齢者の方がいつまでも元気に暮らせるような社会をつくることが必要。健康寿命の延伸につながるよう各種施策を行う。2万円の支給はなくなったが、私たちの健康や幸福度が増し、住みよいまちになったと思われる状態にしたい。私が就任する前からあった議案であったが、最終的に確認をして、幸福度がある住みよい町にするための苦渋の決断であったと答弁がありました。

追加補足事項として、副町長から、今回、健康福祉課での議論は金婚式や在宅の介護

などについても庁舎内で 1 年前から続けてきた。1 万円のカット、金婚式もゼロで向かおうとしていた。しかし、今回は段階的に 90 歳の部分から進めていくことになった。財政的なこともあるが、今後の高齢化率上昇の推移も含めて、福祉向上のために使っていく。子どものことに関しても、もりやまこども園に今後 5 年間で 2,500 万円の負担行為も必要。もちろん今回の削減はそのためだけに充てるわけではないが、財政的に全体的に考えていく必要がある。各介護事業者には町が手を差し伸べていく必要が今後あるかもしれない。町民とのコミュニケーションが必要なのは変わらない。町長も含めて苦渋の決断として、今後の福祉施策を見据えての内容であったと答弁がありました。

議員からは、今年もらう人と、もらわない人の気持ちはどうか。心情的に考えると、1 万円の支給のやり方を含めて工夫をすべきでは。町民の気持ちに寄り添うべきではと質疑があり、町長からは、広報掲載を高齢者が楽しみにしているという話は聞いた。進め方については今後議論すると答弁がありました。

議案第 13 号は、賛成多数で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第 14 号、五城田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

委員からは、250 万円を 350 万円にする理由はと質疑があり、当局からは、今回の条例改正に伴い、近隣町村に合わせたと答弁がありました。

ほかの委員からは、全壊してもこの 350 万円だと足らないのではと質疑があり、当局からは、ほかに国からの支援もあるので、この額でまずは考えていると答弁がありました。

ほかには意見もなく、議案第 14 号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第 15 号、五城目町避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例制定についてであります。

委員からは、要支援者の名簿の作成と同意について詳細をと質疑があり、当局からは、事務局側で名簿を作成し、個別避難計画の策定の同意を得る必要がある。個別避難計画のモデル的に行ったのが、2月末時点で 2 件が完成と答弁がありました。

委員からは、避難行動要支援者名簿の作成について、現在想定となっている 362 名に対して、年間スケジュールとして年間何名ずつ行っていくのかなどの目標数値は設定したほうがよいのではと質疑があり、当局からは、今回の条例変更後になるべく計画的に進めていきたいとの答弁がありました。

そのほかには特に意見もなく、議案第15号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第16号、五城目町放課後児童健全育成事業による費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

委員からは、すずむしクラブが全学年を対象とした理由はと質疑があり、当局からは、国の児童福祉法改正に伴い、平成27年度から全学年の受入れが求められた経緯がある。県内では五城目町ともう一つの自治体のみが全学年の受入れが進んでいなかつたため、今回改正することにすると答弁がありました。

委員から、わかすぎくらぶの継続についてはどうなるのかと質疑があり、当局から、支援員の確保が難しいが、引き続き募集を行い、支援員が確保できれば運営を継続する方針との答弁がありました。

また別の委員から、すずむしクラブとわかすぎくらぶの違いは何かと質疑があり、当局から、すずむしクラブは遊びと生活の場の提供、わかすぎくらぶは学習支援が強い特徴。すずむしクラブでも学習時間を確保しており、静かな環境も保つよう支援員が指導していると答弁がありました。

委員から、すずむしやわかすぎの現在の人数や受入れ可能な最大人数はと質疑があり、当局からは、すずむしは今年度登録者86名、通常平均利用者34名。わかすぎは登録者38名、平均利用者12名。建物のキャパシティ的には130名に入る余裕がある。すずむしクラブは自主学習の時間を設けており、その後はプレイルームで遊べるようにしている。勉強する時間には静かにするようにと説明しており、環境的には集中して学べる場所であると答弁がありました。

議案第16号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第19号関係部分、令和6年度一般会計補正予算（第9号）についてであります。

委員から、水泳教室の受講者数が減少しているが、どのような状況かと質疑があり、当局から、子ども向けの水泳教室の年間目標受講者数は1,000人、大人は600人だったが、実際の利用者数は目標を下回った。水害の影響もあり今年度は時間制限などの影響もあったため、来年度は広報やチラシ配布を強化し、利用者増を図るとの答弁がありました。

委員から、近隣の自治体からの温水プール利用促進も検討しているのかと質疑があり、

当局から、井川町などからの利用希望の声もある。町としても施設の持続性を考慮し、近隣自治体との連携を模索するとの答弁がありました。

委員から、献血者の記念品に関する予算が削減されているが、見直しの考えはとの質疑があり、当局から、五城目町の記念品は他町村と比較して豪華すぎるとの指摘もあり、今後見直しを進めると答弁がありました。

委員から、子ども議会の謝礼金が減額された理由はとの質疑があり、当局から、予定していた講師が辞退したことや、副町長の講演で代替したため、支出が少なくなったとの答弁がありました。

委員から、育英資金貸付の申込者が減少しているが、状況はどうか。また、給付型奨学金の導入は検討されているのかと質疑があり、当局から、今年度の貸付利用者は高校生3人、大学生2人、大学院生1人の計6人。将来的には給付型の奨学金も検討したいとの答弁がありました。

また別の委員からは、全町体育祭の中止に伴う予算執行について、今年度は台風で中止となつたが、既に発生した費用は何かとの質疑があり、当局から、参加賞や競技賞品の購入費用があり、特に返却できない日本酒などは、ほかの事業で活用したとの答弁がありました。

議案第19号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第20号、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員から、基金残高の現状はとの質疑があり、当局から、約9,500万円となる基金残高の現状を考慮すると、今後の減額は可能だと考えていると答弁がありました。

別の委員からは、国保税額については都度下げていくべきではとの質疑があり、当局からは、おっしゃるとおりであり、国保を下げる方向性で行きたい。ただし、下げ幅を検討していくないと答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第20号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第21号、令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金の減額など、実績見込みに基づく補正を行うものであります。

委員からは特に意見もなく、議案第21号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第22号、令和6年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、介護保険の実績見込による補正を行ったものであります。

委員から、ショートステイやグループホームの利用が減少し、補正額も減額されているが、要因は何かとの質疑があり、当局から、介護報酬改定によりショートステイの長期利用が制限されたことや、一部事業所の経営状況が厳しいことが影響していると答弁がありました。

委員から、介護サービスが減少する中、介護予防事業へシフトする考えがあるのかと質疑があり、当局から、第9期計画では介護予防にも重点を置き、健康寿命の延伸を目指していると答弁がありました。

また別の委員からは、施設の経営が厳しい中で町の支援は可能か。また、ケアマネージャーへの支援はあるのかとの質疑があり、当局から、補助の有無を確認し、可能な支援策を検討すると答弁がありました。

委員から、長期間ショートステイを利用する方の今後の介護体制はどうなるのかとの質疑があり、ケアマネージャーの調整により、施設入所やほかのサービスへ移行しているとの答弁がありました。

委員から、10期に向けて介護保険料の引き下げは可能かとの質疑があり、当局から、今後の高齢化やサービスの利用状況を見極めながら検討すると答弁がありました。

議案第22号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第23号、令和6年度五城目町障害認定事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、障害認定事業の実績見込による補正を行ったものであります。

委員からは特に意見もなく、議案第23号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第26号関係部分、令和7年度五城目町一般会計予算についてであります。

まず、一般会計予算策定に伴う事務事業検証シートの内容についてであります。

委員から、事務事業検証シートの内容が今回の予算にどのように反映されたのか。反

映されたものとされなかつたものについて、その理由を各課から説明してほしいとの質疑があり、まず健康福祉課から、長寿祝い金の見直しにより予算の反映がなされた。また、敬老福祉の集いの寿状の廃止や、90歳のお祝い金を1万円相当の商品券に変更するなどの見直しを行いたい。金婚式の廃止については、今年度を検討の年とし、昨年同様の予算を計上したとの答弁がありました。

委員から、在宅介護者への高齢者介護慰労金について、介護サービスの利用促進を求める視点と、家族が介護を担う現状をどうバランスを取るのかとの質疑があり、当局から、介護保険制度が充実しており、介護サービスを適切に利用して負担を軽減することが望ましい。県内でも同様の事業を行っている自治体は少ない。7年度は実態調査を行い、見直しの方向性を検討するとの答弁がありました。

委員から、高齢者介護当事者に事前に利用者のヒアリングを行っているのかとの質疑があり、当局から、利用者との直接のヒアリングはしておらず、ケアマネージャーを通じた情報収集を進めているとの答弁がありました。

委員から、要介護4以上の対象者は何人か。また、申請手続きに関して難しいという意見はあるかとの質疑があり、6年度の実績では25件。申請はケアマネージャーが代行しており、手続きが難しいとの意見は特に聞いていないとの答弁がありました。

委員から、これらの事業見直しの際、事前に議会と協議しなかった理由は何か。また、住民の声を十分に聞かずに決定するのは問題ではないかとの質疑があり、当局から、多くの意見を反映させる必要があると認識しており、今後は慎重に協議を進めるとの答弁がありました。

別の委員からは、長寿祝い金について、町長が訪問し、直接手渡すことを楽しみにしている住民も多い。完全廃止ではなく、記念撮影などの工夫ができないかとの意見があり、当局から、町長の訪問を望む声もあるため、対応を検討したいとの答弁がありました。

委員から、行事や制度が継続されることが目的化しているものもある。住民にとって意義のあるものにするために、目的を再確認し、不要なものは整理すべきだと指摘があり、当局から、行事の本来の目的を考えながら、住民の声を踏まえた見直しを進めるとの答弁もありました。

委員から、健康福祉に関する質問が続いている。改めて高齢者福祉全体の事業の見直しについて、町長、副町長の考えを直接聞くべきではないか。町長、副町長の出席を求

めると指摘があり、暫時休憩し、町長、副町長を呼び会議を再開しました。

委員から、高齢者向け事業の方向性について町としてどう考えているか。90歳の祝い金や行事の継続、事務事業の適正化について町民への説明責任を果たすべきではないかとの質疑があり、町長から、高齢者福祉の充実は引き続き推進するが、財政状況を考慮し、事業の見直しが必要と考えている。90歳の祝い金については、現金支給は廃止するが商品券配布は行う。また、訪問や広報掲載などの形で敬意を示し続ける。今後、町民の意見を十分に聞きながら進めたいとの答弁がありました。

委員から、事業見直しの際に議会や町民の声を事前に聞く機会を設けるべきでないかとの指摘があり、副町長から、今回の見直しにおいて、選挙日程などもあり、事前の協議が不十分だった点は反省している。今後は全員協議会などを活用し、より丁寧な説明と議論を進めるとの答弁がありました。

委員から、長寿祝い金の削減に関して、町長の訪問を楽しみにしている高齢者もいる。単に金額の問題ではなく、敬意を示すことが重要ではないかとの質疑もあり、町長から、訪問は継続し、希望者には広報掲載も行う。形式を変えるが、敬意を示すという趣旨は変わらないとの答弁がありました。

委員から、敬老福祉の集いなど、行事の目的があいまいになっている。そもそも何のために続けるかを明確にすべきではないかとの指摘もあり、当局から、老人クラブや社会福祉協議会との共催で行っているものがあるが、町の関与を見直す中で調整が必要。今後も協議を重ねるとの答弁がありました。

別の委員から、高齢者の孤立防止の観点から、祝い金や行事を縮小するのは後退ではないかとの意見があり、当局から、財政状況を考慮しながら、必要な支援を適切な形で継続するよう検討するとの答弁がありました。

各課の事業見直しと今後の方針についてであります。

生涯学習課からは、全町体育祭を廃止し、モルックやボッチャなどの競技に移行。文化財の活用方法についても観光の視点から調整中と答弁がありました。

学校教育課から、放課後児童クラブの利用を6年生まで拡大。利用者負担の軽減策を検討中。スクールバスの見直しも進めると答弁がありました。

住民生活課から、戦没者追悼式の在り方を見直し、遺族の意見を踏まえて検討。ごみ処理広域化に伴い、町民への説明を丁寧に進めると答弁がありました。

消防本部からは、消防団の装備を更新し、安全性を向上。消防指令システムの更新な

ど、町の防災機能を強化すると答弁がありました。

委員から、事務事業検証シートを活用し、事業の改善や縮小を明確にすることで、予算に対する議論を深めるべきと意見があり、当局から、事務事業検証シートの内容を充実させ、事業の適正化を進めるとの答弁がありました。

続いて防災無線のフリーダイヤル化について。

委員から、防災無線の聞こえにくさが原因で有料の聞き直しダイヤルを利用する町民が多いのでは。いずれ全てフリーダイヤル化する予定はあるのかと質疑があり、当局から、長年の課題であり、今後全ての回線のフリーダイヤル化に向けて検討すると答弁がありました。

公民館の活用と地域拠点化について。

委員から、公民館の維持管理費がかかる中で、より活用するべきではないか。活用促進の具体策はとの質疑があり、当局から、現在、公民館の役割や利用促進策を検討中。地域の拠点としてコミュニティセンターとしての活用を進める方針と答弁がありました。

別の委員から、子どもの居場所づくりや介護予防、公共交通の拠点など、公民館を活用できる場面は多い。新たに施設を建設するのではなく、既存の施設を有効活用すべきではとの提案があり、当局から、公民館の役割をコミュニティセンターへ移行することも視野に入れる。今後、より多機能な地域拠点として検討するとの答弁がありました。

空き家対策と管理問題について。

委員から、空き家解体補助金の対象と件数について教えてほしいとの質疑があり、当局から、令和6年度は18件、令和7年度は通常の解体補助（15万円）が20件、危険空き家（上限100万円）が1件を想定していると答弁がありました。

委員から、子どもの通学路や町内に危険な空き家が多く、早急な対策が必要ではとの指摘があり、当局から、通学路沿いの危険空き家については所有者と調整中。行政代執行の対応も視野に入れているとの答弁がありました。

委員から、相続放棄された空き家の管理が町に委ねられるケースが増えているのでは。現状どの程度の件数があるかとの質疑があり、空き家件数は774件あるが、相続放棄されている件数の詳細は調査中。今後、専門職員を配置し、対応を進めるとの答弁がありました。

消防本部の活動報告について。

委員から、緊急消防援助隊の派遣状況と活動内容について報告してほしいとの質疑が

あり、当局から、岩手県の林野火災に対し、消火小隊4名・後方支援隊2名の6名体制で派遣。消火活動・巡回警戒・再燃対応を行った。今後の派遣は状況を見ながら判断するとの答弁がありました。

病児保育の導入について。

委員から、病児保育の導入に関する進捗を教えてほしいとの質疑があり、当局から、過去に湖東厚生病院と協議したが、スペースや環境の問題で困難との回答を得ている。今後改めて可能性を探り、町長・副町長とも協議して方向性を定めたいとの答弁がありました。

議案第26号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第27号、令和7年度五城目町国民健康保険特別会計予算についてであります。

当局から、国民健康保険の交付金、一般会計繰入金などの予算額を策定。保険給付費や高額療養費の見込みを踏まえているとの説明がありました。

委員から、国民健康保険税が前年度比で1,850万円減額されている理由はとの質疑があり、当局から、税収の詳細は税務課の管轄であるが、被保険者の減少や社会保険への移行などの影響があるとの答弁がありました。

委員から、被保険者数の推移と今後の見通しを教えてほしいとの質疑があり、当局から、2月末時点での被保険者数は1,596名。年々減少傾向にあり、社会保険制度の変化などにより今後も減少が見込まれるとの答弁がありました。

議案第27号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第28号、令和7年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

当局から、後期高齢者医療制度に基づく保険料、事務費、納付金などの予算額を策定。前年の実績と今後の推移を踏まえて編成したとの説明がありました。

委員から、後期高齢者の被保険者数の推移と増減の要因はとの質疑があり、当局から、2月1日時点での被保険者数は2,326名。団塊の世代の加入が進んだが、それ以上に死亡者数が多いため、全体の増加は限定的との答弁がありました。

委員から、団塊の世代のピークは過ぎたのかとの質疑があり、当局から、昭和22年から24年生まれが団塊の世代にあたり、現在76歳を迎えていたため、大きな増加の波は一段落しているとの答弁がありました。

議案第28号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第29号、令和7年度五城目町介護保険特別会計予算についてであります。

当局から、介護給付費負担金や介護予防サービスの予算額を計上。実績に基づいた見込み額を設定し、介護給付費準備基金の取り崩しも計上との説明がありました。

委員から、給食サービス事業の委託先は現在2社だが、今後増やす予定はあるかとの質疑があり、現在は農協と五城目町社会福祉協議会の2社。新たに対応できる事業者が出てきた場合は検討するとの答弁がありました。

委員から、成年後見人制度の負担金について具体的にどういう仕組みなのかとの質疑があり、当局から、身寄りのない方の財産管理や施設入所の判断支援のため、家庭裁判所の審判を経て成年後見人を選定。その報酬が本人負担できない場合に町が最低限度を負担するとの答弁がありました。

委員から、はつらつポイント制度の対象者と利用状況はとの質疑があり、当局から、対象者は65歳以上で、介護保険料の未納がない方。介護予防教室やサロン参加でポイントが付与され、500円分の買い物券と交換できる。現在833名が登録との答弁がありました。

委員から、はつらつポイントの拡充について検討しているかとの質疑があり、当局から、ポイント制度は参加のモチベーション向上や健康維持に寄与する。今後、ほかの活動にも適用できるよう拡大を検討したいとの答弁がありました。

委員から、介護事業者の負担軽減のため、補助金制度を検討する考えはあるかとの質疑があり、当局から、全国的に介護報酬引き下げの影響がある。新潟県村上市では補助制度を導入しており、五城目町でも検討の余地があるとの答弁がありました。

議案第29号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第30号、令和7年度五城目町障害認定事業特別会計予算であります。

当局からは、障害認定審査に係る費用や事務費負担金、認定審査会委員の報酬などの予算額を計上したとの説明がありました。

委員から特に意見はなく、議案第30号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて陳情であります。

当委員会に付託されました陳情は1件であります。

陳情受理番号第1号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書採択に関する陳情書についてであります。

陳情趣旨は、夫婦同姓を義務付ける民法第750条に基づいて選択的夫婦別姓導入を求めるものであります。

委員から、「企業経営者が結婚後に改姓したことで大きな損害を被った事例もあり、夫婦の選択の自由を尊重するべき」、「長年の議論が続いており、国際的にも選択的夫婦別姓制度の導入を求める声が多い」、「本人の意思による選択が重要であり、法律で一律に縛るべきではない」、「夫婦別姓の可否は子どもの戸籍の扱いとセットで検討すべき」などの発言がありました。

陳情受理番号第1号は、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上で、令和7年3月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第19号関係部分、議案第26号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号は原案可決と決します。陳情第1号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第2号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第2号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第2号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書採択に関する陳情書、提案理由を申し述べます。

夫婦同姓を義務付ける民法第 750 条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く求めるものであります。

意見書（案）と提出先は添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第 2 号は可決と決します。

次に、議案第 19 号、令和 6 年度五城目町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第 19 号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 19 号、令和 6 年度五城目町一般会計補正予算（第 9 号）は、原案可決と決します。

次に、議案第 26 号、令和 7 年度五城目町一般会計予算を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第 26 号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 26 号、令和 7 年度五城目町一般会計予算は、原案可決と決します。

次に、委員会提出議案第 3 号、五城目町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） 委員会提出議案第 3 号、五城目町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べます。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号)及び刑法(明治40年法律第45号)の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正(案)については、タブレット、次のページに載っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第3号は可決と決します。

次に、議案第33号、監査委員の選任につき議会の同意を求めるについてを議題といたします。

資料配付はございません。議案はタブレットに掲載しておりますのでご覧ください。

本案について提案理由の説明を求めます。荒川町長

○町長(荒川滋君) 議案第33号、監査委員の選任につき議会の同意を求めるについて、提案理由をご説明いたします。

本案は、監査委員であります小玉睦男氏が令和7年6月13日の任期をもって退任するため、新たに松橋嘉則氏を選任したく、地方自治法第196条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

松橋様の経歴につきましては、タブレットのほうに掲載しておりますのでご確認いただき、ご同意いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第33号については同意

することに決定いたします。

次に、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選に決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは荒川滋町長を秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に指名をいたします。

ただいま議長において指名いたしました荒川滋町長を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました荒川滋町長が秋田県後期高齢者医療広域連合の議会議員に当選されました。

当選されました荒川滋町長が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のために閉会中の継続審査とすることに決定をいたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年五城目町議会第1回定例会を閉会といたします。皆様大変ご苦労様でした。

---

午前 11 時 30 分 閉会

会 議 錄 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員